



日・EU ビジネス・ラウンドテーブル
日・EU 両政府への提言
〔仮 訳〕
2012年4月3—4日 東京

ワーキング・パーティ A
貿易・投資と規制における協力

ワーキング・パーティ・リーダー

欧州ビジネス協会(EBC)
会長
デュコ・デルゴージュ

日産自動車株式会社
常務執行役員
川口均

ビジネス・ヨーロッパ
ディレクター・ジェネラル
フィリップ・ドウ・ビュック

地球産業文化研究所
顧問
福川伸次

略称・略語一覧表

略語	意味
AEOs	認定事業者
CCCTB	共通連結法人課税基礎
CE	欧州基準適合
CLP	物質および混合物の分類、ラベル、包装に関する規則
EASA	欧州航空安全局
ECE	欧州経済委員会
ECHA	欧州化学物質庁
EN	欧州規格
ESG	環境・社会・ガバナンス
FAQ	よくある質問
FSA	金融庁
G20	20ヶ国・地域
GATS	サービスの貿易に関する一般協定
GCP	医薬品の臨床試験の実施の基準
GHS	化学品の分類および表示に関する世界調和システム
GMP	製造および品質管理に関する基準
GPA	政府調達に関する協定
ICT	情報通信技術
ICTs	企業内転勤者
IFR	計器飛行方式
ISO	国際標準化機構
JAS	日本農林規格
JCAB	日本運輸省航空局
JIS	日本工業規格
JR	ジェイアール
MRJ	三菱リージョナルジェット
NAMA	非農産品市場アクセス
OECD	経済協力開発機構
PFI	民間資金等活動事業
PMDA	医薬品医療機器総合機構
QMS	製造管理および品質管理の基準
REACH	欧州化学品規制（化学物質の登録、評価、許可、制限）

RFID	無線自動識別
RoHS	欧州特定有害物質使用制限指令
SIEF	物質情報交換フォーラム
SMEs	中小企業
SVHC	高懸念物質
TPD	移転価格文書化
UCR	個別貨物識別
UNECE	国連欧州経済委員会
WTO	世界貿易機関

日本・EU 両産業界からの提言

WP-A / # 01 / EJ to EJ 日・EU 経済関係の強化

BRTは、欧州委員会および日本政府に対し、スコーピング作業を野心的な内容で完了させるために必要な残りの取組みを早急に進めるよう要請する。さらに、BRTは、欧州委員会および欧州理事会に対し、2011年5月の日・EU定期首脳協議で示され、かつ、BRTが2011年9月の「日・EU FTA/EPA締結に向けた緊急提言」の中で支持を表明した、高いレベルの野心を念頭におき、スコーピング作業における成果にもとづいて、日本とのFTA/EPAおよび政治・協力に関する協定についての交渉権限を欧州委員会が取得するために必要な作業を早急に進めるよう求める。また、日・EU経済関係の潜在的な成長力をさらに高め、顕在化させるために、野心的でバランスの取れた、互恵的かつ包括的な日・EU FTA/EPAを実現し、関税、非関税障壁、政府調達、投資、規制・基準の調和や相互承認等に関する主要な未解決の課題を解決するよう求める。

<背景>

EUと日本は、主要先進経済圏として、また、世界の主要貿易・投資国として、さらなる様々な取組みを進めることによって、日・EU経済関係の大きな潜在的成長力を顕在化させることができる。両者は現在、日・EU間の貿易・投資および協力関係の拡大、ならびに、より緊密な日・EU関係の構築に取り組んでいる。共に世界的な金融不安と経済の不確実性を乗り越えるべく、懸命の努力を進めているなか、長期的な、健全かつ、より力強い成長の実現に向け、EUと日本が共通の課題に協力して取り組んでいくことは極めて重要である。

WP-A / # 02 / EJ to EJ WTOドーハ開発アジェンダ交渉における膠着状態打開の要請と、保護主義抑制への強い支持表明

BRTは、主に貿易自由化、ルール策定機能、紛争解決機能を有する多角的貿易体制を強く支持する。しかし現在交渉は膠着状態にあり、2001年ドーハ・ラウンド開始当初の高い野心は未だ達成されていない。2011年5月いわゆる「プランB」と呼ばれる次善策が断念され、同年12月の第八回WTO閣僚会合でも、政治的意思の欠如、OECD加盟国と新興途上国間の市場アクセスに対するコミットの違いを主な原因とする現在の交渉の行き詰まりを打破できなかった。

今後の交渉の行方は不透明であるが、WTOは成果を出す能力があることを経済界に示さなければならない。今後は貿易自由化やルール策定などの本来機能により注力すべきである。多国間貿易に関するルールや基準を定める機能を有する唯一の国際機関として、この分野の主導者たる役割を保ち、さらなる行動を起こすべきで

ある。既存の法的枠組みは基礎としては優れているが、変化する世界経済の情勢にあわせて呼応し、改正していく必要がある。

貿易促進および非関税障壁に関する野心的な協定は早期に締結されなければならない。これらの協定は国際貿易を協力を推し進めることが期待される。また、複数のセクター別協定についてもさらに交渉がなされるべきである。またWTOは、二国間ならびに地域貿易協定と、WTOによる貿易体制の齟齬を一掃し、より明確なガイドライン策定に取り組まなくてはならない。さらにWTOは、貿易と投資の関係、競争、エネルギーと原材料のもっと局所的な問題に関しても調査を行なうべきである。

WTO はケース・バイ・ケースによる対応を推進させ、新たな貿易ルールを策定する能力を示し、加盟国に貿易自由化の利点を示さなければならない。これにより、より包括的な市場アクセスに関する交渉の再開が期待される。多国間貿易システムの衰退は、絶対に防がなくてはならない。

WP-A / # 03 / EJ to EJ 新グローバル・スタンダードの促進における国際基準の適用と協力強化

1. BRT は、両政府に対して、可能な限り製品の国際基準と認証手続きを採用し、基準・製品認証の整合化や製品認証の相互承認を推進し、建築資材、有機製品、化粧品、医療機器、動物用医薬品、自動車、加工食品などの分野における製品の輸入・販売・使用の申請手続きに関する機能的に同等な規制を可能な限り相互認証するよう要請する。
2. BRT は、国際的に特許制度を調和させること、特許制度を合理化することの重要性を認識している。その実現は、技術革新の促進、コスト削減、法的な確実性を高めることにつながる。日・EU 両政府はこの取り組みにおいて主導的な役割を果たすべきである。
3. 両政府は、省エネルギーとそれに関連したラベル表示規則、およびカーボンフットプリント制度については、問題の性質や、企業および社会全体にとっての重要性を鑑みて、制度の調和に向けて努力すべきである。
4. 認定事業者(AEO)の相互承認協定が 2010 年 6 月に日本と EU の間で合意されたが、それに伴い、AEO にさらに具体的なメリットが与えられるようにするために、日・EU 両政府は規制面で一層の協力を図るよう努めるべきである。BRT は、企業により自由裁量の余地を与える一方、輸入品に対しより大きな責任を付加する方向で輸入手続の簡素化を図るよう提言する。

5. 日本・EU 両政府は、RFID や生体認証技術のような新技術の実用化開発における日・EU 間の枠組みを確立すべきである。こうした枠組みが確立されれば、日本とEU の企業同士の相互協力が可能になり、協力体制が強化されるとともに、新たな国際標準の推進とその普及につながる。
6. 両政府は、サプライチェーンのセキュリティ確保と運用効率の向上に寄与するモデルとなる、情報通信技術(ICT)利用を普及させるべきである。例えば、RFID タグ、センサー、生体認証技術、UCR（個別貨物識別）番号は、国際サプライチェーンのセキュリティを向上させ、可視性を高めることができる。
7. 欧州委員会および日本政府は「ICT for Energy Efficiency Forum (ICT4EE フォーラム)」を支援すべきである。フォーラムに積極的に参加し、成果の宣伝普及に努めて、世界協力を推進すべきである。
8. 欧州委員会と日本政府は、特定の健康増進食品・健康機能性食品の定義と基準を設定する CODEX (FAO/WHO 合同食品規格委員会) において国際協調が実現されるよう協力すべきである。
9. 自動車分野においては、日・EU 両政府は日・EU 双方の自動車輸出に掛かる規制遵守コスト削減を目的とし、UN/ECE 規則採択ならびに相互認証の導入を進めるべきである。また両政府は、電気自動車、ハイブリッド車、電池自動車などに用いられる、環境負荷を考慮した新規駆動系技術が市場へスムーズに導入されるよう、国際的に調和した技術要件やテスト方法の確立に努めるべきである。

<9の背景>

1998 年、日本はアジアで初めて「国連の車両・装置等の型式認定相互承認協定 (1958 年協定)」の加盟国となった。この協定は、ある加盟国で UN-ECE 規制に沿った型式認定を受けた車両装置は、当該規制を採択している他の加盟国での試験を免除されると定めたものである。日本は現在、日本の型式承認に含まれる 45 分野のうち 31 分野で UN/ECE 規制を採択している。

<1~9 の一般的背景>

これら提言の実現により、両国のビジネス環境の大幅な改善が期待される。

WP-A / # 04 / EJ to EJ 迅速な事業展開の支援

1. 社会保険料（保険料の二重払いをなくす）：

BRT は過去に両国間で締結された社会保障協定は歓迎しているが、2011 年に締結された新協定に懸念を抱いている。従って BRT は、日本および EU 加盟国に、社会保障協定のネットワーク拡大のためにさらに努力するよう要請する。さらに暫定措置

として、受入国による片務的な年金掛け金の免除、あるいは帰国時の年金掛け金の全額払い戻しを実施すべきである。

<背景>

日本はこれまで EU 加盟国と個別に社会保障協定を締結しているが、多くの場合締結国で日本人が払い込んだ年金保険料が日本で払込済と認識されず、逆の場合も同様である。

2. 個人情報保護制度：

個々の企業にとって個人情報保護の究極の目的は、信頼できる費用対効果の高い個人情報保護システムを、企業グループのレベルで導入・実施し、グループ内での国境を超えた自由な情報の流れを確保することだと BRT は考える。この目的達成のためには、各国の法制度がまちまちな法的要件を課してその実現を妨げるのではなく、むしろそれを推進するものとなることが求められる。

日・EU 間でこのようなビジネス環境を実現するため、日本政府は両国間における調和の取れた情報保護制度実現に向け、消費者委員会に設置された個人情報保護専門調査会が 2011 年 7 月に発表した報告書を政策策定に取り入れなければならない。EU はすでに、指令 95/46/EC を大幅に改正する法的手続きを既に開始している。両政府は、日・EU の制度が更に乖離しないよう、緊密な協議を行うべきである。両政府は、可能な限り早急に、EU 指令に基づく適合性の検討手続きを開始しなければならない。

こうした取り組みと並行して、日・EU の関係当局は、第三国および国際機関との協力強化により、国際的な制度の構築に向けた対話を開始すべきである。制度が構築されれば、世界の情報保護体制は緊密に連携することとなり、グローバル企業は一つの保護基準を満たせば個人情報を世界中に転送することができる。

さらに、日・EU 両政府は、クラウドコンピューティングのアプリケーションやサービスなど新技術の利用をめぐる法的確実性を向上させるべきである。法的確実性が向上することで、現行の情報保護レベルを維持しながらも、新技術の実用化に向けた開発を支援し促進することができるものと BRT は考える。

<背景>

これらの提言が採用されれば、両国の個人情報保護制度は著しく改善されると期待される。

WP-A / # 05 / EJ to EJ ベターレギュレーション

BRT は、日本および EU の政策担当者に対し、両政府の既存規制ならびに今後制定

される規制と、それらが外国のビジネスに及ぼす影響について、双方が相互理解を深めることができるようにして、貿易障壁を生みだす行動を無意識のうちにとらないようにしなければならないと提言する。日本も EU も、立法作業の年間計画に関する情報をできる限り早い段階で交換し、規制に相違が生じたり新たな貿易障壁が生み出されたりすることがないようにすべきである。さらには、対話を効率的に進めるために、日本と EU は法案の早期警戒システムに合意すべきである。また EU と日本は、相互の経験から学び、グッド・ガバナンスの共通システムを採用するなど、より良き規制を推進するための合同戦略を策定しなければならない。現在、日本と EU の企業の見解は、規制プロセスについて十分検討されているわけではない。

<背景>

透明性、早期段階における市民との協議、影響評価、市民に対する法案や行政措置の開示といった方法に基づくより良き規制は、規制順守や行政負担全体のコスト削減につながる。これは日本および欧州経済全体の利益となるだろう。

WP-A / # 06 / EJ to EJ 中小企業(SME)支援

BRT は両国政府に対し、中小企業（SME）による両国市場におけるビジネス機会の調査および確保を促し、支援するための手段の策定を要請する。FTA/EPA 交渉が開始される際は、その交渉の枠組み内で中小企業を考慮した方策が講じられるよう、具体的配慮がなされなければならない。

<背景>

両国において、中小企業は新たな成長や雇用を生む源泉と考えられており、国際化はその成長の可能性を高める要素の一つである。中小企業の国際化は両国における政策上の重要性を徐々に増している。したがって、BRT が提言として取り上げた市場アクセス問題やその他の障壁に中小企業が取り組み、解決することは一層困難な場合があることは提起されるべきであると考ええる。そのため BRT は両国政府が、両国の中小企業が両国市場でのビジネス機会獲得を促がすことを目的に、中小企業向け支援策（例えば補助金、税制上の優遇措置など）の導入もしくは既存措置の改善（ベストプラクティスに関する情報交換などを通じ）に関し、両国政府間で協議し、協力することが重要であると考ええる。

EU産業界からの提言

WP-A / # 07 / E to J
基準を受け入れること

基準・製品認証の整合化と相互承認。可能な限り国際基準を受け入れること

日本政府は、欧州規格(EN)や国際標準化機構(ISO)規格の受け入れ、あるいはCEマーク製品の輸入に消極的な態度を示しているが、それによって新しい製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。BRTは、消費者の健康と安全を守る必要性は尊重しつつ、日本政府に対し、基準・認証手続の整合化や、製品認証の相互承認を推進し、製品の輸入・販売・使用の申請手続に関する機能的に同等な規制を、消費者の安全と健康を特に考慮して、可能かつ適切である限り相互承認するよう要請する。そうならば、一方の市場で承認された製品は自動的にもう一方の市場でも自動的に受け入れ可能となる。BRTは、日本政府に対して以下の事項に特に重点を置くよう提言する。

建設用製品

日本政府はEUの関係当局と協力して、すべての建築資材について日本農林規格(JAS規格)／日本工業規格(JIS規格)と欧州規格(EN)をすべて相互承認するよう努力すべきである。また、JAS／JIS規格の認定を求める外国検査機関の認定手続きを効率化すべきである。JAS／JIS規格の中にISO規格への参照を入れるだけでは、プロセスの効率化に十分役立っていない。

またBRTは日本政府に対し、地方自治体及び国営企業が調達する建設サービスの基準額を500万SDRに引き下げるよう求める。

有機食品

日本政府はEUの関係当局と協力して、有機食品のラベル表示を相互承認するよう努力すべきである。現在、欧州で有機と認証され、日本国内でJASの要件を満たして有機とラベル表示されている製品は、日本に輸入されるたびに輸出国の大使館から追加の有機証明書を発行してもらう必要がある。BRTはこの追加証明書の発行を不要にするよう要請する。BRTはこの点に関して内閣府が対応していることを認識しており、その成果に期待している。

化粧品

EUの化粧品メーカーは日本での事業拡大を常に困難に感じている。これは日・EU間での原材料基準や認められる効能の違い、またいわゆる「医薬部外品」に関する日本特有の承認手続きによるものである。BRTが要請するのは、薬用化粧品、いわゆる医薬部外品の承認に関する共通規則（認可原材料の開示、標準的な申請期間）、効能表現や広告に関する共通規則、使用が認められる原材料の共通ポジティブリスト、動物実験の代替案に関する共同基準と、これらの確立である。

鉄道

日本における鉄道の3分の2はJR各社によって運営されており、残りの3分の1は80以上に上る私鉄各社によって管理されている。このことからJRの試験と承認基準が鉄道資材を日本に輸出する際、事実上の要件となっている。EUと日本の基準に大差はなく、EUの調査機関によって収集されたデータは日本でも妥当性を有するにもかかわらず、日本市場への輸出に際しては、同様の試験を再び行うことが求められる。本件はJRグループの一社が複数回要請している。これによってEU製品のコストが上がり、日本製品に対する競争力を弱めている。日本政府とEU関係当局は協力して、鉄道資材に関して欧州機関による試験データおよび認証は日本国内でも有効とする（またその逆も同様）仕組みを構築すべきである。

医療機器・設備

コストが高く厄介な承認プロセスのせいで、EUの医療機器の日本への輸出は限られたものとなっている。EUの医療機器メーカーの開発コストは、日本当局からの追加的臨床試験の要求によって増加する。日本の行き過ぎた基準と規制要件は「デバイス・ラグ」を生んでいるだけでなく、日本の不十分な診療報酬システムとも相まって、著しい「デバイス・ギャップ」をも生み出している。BRTは日本政府に対し、医療機器分野の規制プロセスを簡素化し、EUの規制と調和させる努力を強めていくよう要請する。日本は、革新的な新製品をヘルスケアの国内市場に導入するのにかかる時間とコストを削減し、日本の規制を国際水準と一致させる必要がある。

従って、日本政府には、特に以下の措置を講じることによって、より効率的な製品承認プロセスを確立することが求められる。

a) 医療機器の認証プロセスを短縮する。外国臨床試験データの受け入れを進め、「医薬品の臨床試験の実施の基準（GCP）」と「医療機器の製造管理および品質管理の基準（QMS）」の要件を国際基準と調和させる。当面の対策としてBRTが両政府に提言するのは、ISO14155:2003（およびその後続修正基準）と日本のGCPは、原則としてすべての医療機器臨床試験について相互受け入れ可能な基準であると公式に承認すること、そして、日本の責任当局（医薬品医療機器総合機構(PMDA)または第三者試験機関）とEUの認証機関が実施したQMS審査は原則として、どちらの市場で製造販売承認申請を行う場合にも、品質マネジメントシステム要求事項を満たしていることの証明に十分であると公式に認めることである

b) 日本のGCPと医薬品規制調和国際会議（ICH）で定められたGCPの間の相違を解消する。

動物用医薬品

EUですでに認可されている動物用医薬品が日本で認可されるには、さらに厳しい規制と不必要な試験が求められる。その結果コストが上がり、使用可能になるまでに遅れが生じている。こうした現状を踏まえて、BRTは以下を提言する。

- a) 日本政府は、動物用医薬品の承認手続きを迅速化し、国内規制と国際基準を完全に調和させるため、可能な限りのあらゆる手段を講じなければならない。
- b) 日本は、動物用医薬品が日本とEUの市場で相互に承認されるよう努力する必要がある。これにはまず動物用医薬品の「製造および品質管理に関する基準(GMP)」の相互承認の実現が求められる。さらに動物用ワクチンに関する規制の整合化、統一GMP体制下での製品適合性の確保に向けた取り組みが求められる。
- c) 日本では申請時に、英文の申請資料に日本語の概要添付が求められているが、英文資料の受理の促進を要請する。

加工食品

加工食品に関しては、日・EU間の異なる基準と技術要件、それに輸入に関わる厄介な手続きが相まって、EU輸出業者のコストを押し上げている。日本で使用が認められている食品添加物の種類が限られており、日・EU間に統一の基準がないことも、コストの上昇を招き、EU輸出業者がスケールメリットを生かせていない原因である。また日本の関係当局はEUや国際機関による評価を正式に認めていないため、適合検査に高いコストが発生する。以下に挙げた提言を押し進めることによって、EU輸出業者の日本市場における可能性は大いに高まるだろう。

- a) 日付表示、ラベル表示、栄養基準について、日本の基準と国際基準を調和させる。
- b) 認可食品添加物の種類を大幅に増やし、さらに承認プロセスも迅速化する。
- c) 適合性評価手続の相互承認を実現させ、重複した評価を繰り返すことによるコストを削減する。

ラベル表示に関する規則

「家庭用品品質表示法」とそれに付随する自主的ラベル表示基準である「表示規定」により、日本で販売される家庭用品の表示方法は、極めて細かく規定されている。日本政府は明確な命令を発して、小売業者にフレキシブルな選択肢を与えるべきである。それによって小売業者は、製品の質と安全性に全責任を負う一方、日本の消費者に世界各地から製品を供給できるようになる。EU企業に多大なラベル表示コストをもたらす杓子定規なラベル表示制度の単純な例としては、家具の寸法表示が挙げられる。メートル法を使用している他の国々ではセンチ表示が一般的であるにもかかわらず、日本に輸出される家具の寸法は、センチではなくミリで表示するよう定められているのである。

<背景>

一部のセクターの規制は改善され、緩和されたが、対応が遅れているセクターも存在する。製品の再検査不要が多大な利益となる欧州産業は、この分野への関心が深い。

民間航空機

両国の民間航空機認証機関の協力を強化すべきである。つまり、現在の両国間協力体制を完全な 2 国間協定のレベルまで引き上げるべきである。また、全ての承認に係わる文書に関し、英語の使用が認められるべきである。

<背景>

日米両国間には二国間協定が存在し、相手国が承認した民間航空機を相互承認しているが、日本運輸省航空局(JCAB)と欧州航空安全局(EASA)との間には実務的な取り決めしか存在せず、運用面で支障をきたしており、EUで承認された民間航空機にJCABの承認を取り付けるため非常に多くの手続きを踏む必要が生じる。既にEASAがヘリコプター用オプション装置として承認済みで、JCABはその型式証明をすでに承認している場合は日本でも自動的に承認されるべきであるのに、日本の規制当局は承認の前に、全ての技術文書の審査を通知して来る。このためしばしば、日本への製品導入が遅れ、また、この様に厳しい導入審査基準が原因で多くの場合欧州メーカーは競争入札における公正な競争から排除されている。

また日本の規制当局は「回転翼航空機飛行マニュアル(Rotorcraft Flight Manual)」の翻訳を要求し、審査・承認を要する国際的に稀有な特性があり、欧州のヘリコプターメーカーが日本へ製品を輸出する際の障壁となっている。

近年、日本の民間航空認定機関は日本の開発プロジェクト、すなわちMRJの申請処理に追われているため、輸入製品の申請処理が滞っている。その結果、欧州製品の耐空性点検における著しい遅延(およびコスト増)につながっている。

ヘリコプター

ヘリコプター用の低高度IFR(計器飛行方式)ルート開発および衛星ナビゲーション規制に関し、両国間協力を高度化し質を高める。

<背景>

米国、EU、日本はそれぞれ、適切なレベルでの政府間の情報交換や基準作成作業を実施せず独自に規制およびインフラ整備を進めている。日本と欧州の領空は米国より類似する点が多いので、日本と欧州はより緊密に連携し取り組みを共有すべきである。欧州製ヘリコプターの多くが搭載するハードウェアは、低高度のIFRルート飛行と衛星ナビゲーションを統括する地上インフラと連動しているが、各国間で(ソフトウェアの)基準および規制が相互に認証されていなければ役に立たないだろう。

WP-A / # 08 / E to J 自動車

日本政府は、軽自動車とその他の自動車を、財政面でも規制面でも同じ基盤に置くべきである。

<背景>

「軽自動車」に分類される小型車は、法律により最大車長3.4メートル、車幅1.48メートル、車高2メートル、エンジン排気量は660cc以下に制限されている。軽自動車に対しては、自動車関連税や自動車保険料、高速道路通行料が低めに設定されており、車庫に関する要件も緩和されているなど、さまざまな恩恵を受けている。軽自動車が享受しているこうした恩恵を継続させることは時代にそぐわず、軽自動車と、コンパクト車サブコンパクト車との間の競争は歪められている。これらの小型車は、軽自動車と同様の性能と仕様を有しているにもかかわらず、軽自動車の持つ特典は与えられていない。

WP-A / # 09 / E to J サービス分野における自由で開かれた競争の確保

BRTは、日本のサービス市場において自由で開かれた競争が欠如しているという問題に日本政府が対処することを要請する。特に、政府は以下の措置を講じるべきである。

金融グループの業務統合に対する障害を取り除くこと。特に、着手されているファイアーウォール規制の緩和を十分に遂行して、金融グループが日本国内でも海外での場合と同様に組織を編成できるようにすべきである。

日本政府が郵政改革についてどのような方針を取ろうとも、日本には世界貿易機関(WTO)のルールを順守する義務があり、「サービスの貿易に関する一般協定」すなわちGATSの内国民待遇規定もその義務の一つである。つまり、日本郵政とEU、または日本郵政と他の民間運送会社、銀行、保険会社を対等な競争条件に置くことが必要である。特に、

a. かんぽ生命保険事業については、資本、ソルベンシーマージン、課税、保険契約者保護資金に関して、他の民間保険会社と同じ要件を課すべきである。既存の独占部門からの内部補助を阻止するための競争上のセーフガードが確立されるまで、新商品の導入や簡易生命保険限度額引き上げなどを含む日本郵政の事業拡大には制限が必要である。また日本郵政は金融庁(FSA)の管轄下に置かれ続けなければならない。これらの要求は十分に「政府調達に関する協定(GPA)」の範囲内にある。また日本郵政と同様に、共済保険事業についても民間保険会社と同じ要件を課すべきである。

b. 日本郵政と民間運送会社には、同じ通関手続きを課すべきである。専用航空運賃、義務的関税、検疫、安全検査、およびそれらサービスにかかる財政的支援の面で、また郵便物の集配に使用される車両に対する駐車違反取締りに関しても、日本郵政と民間運送会社には公正な競争機会が保障されなければならない。

<背景>

1990年代後半の金融ビッグバン以降、東京が世界に果たす役割は縮小傾向にある。それ以降に行われた改革がごくわずかであることが、その一因となっている。

WP-A / # 10 / E to J 外国直接投資の促進

日本政府は外国企業の日本国内への投資を促進するようなビジネス環境を作り出さなければならない。そのために、国内における日本企業同士の株式交換に適用されているのと同様に、国境を超える合併・再編から直接生み出されるキャピタルゲインに対しても繰り延べ課税制度が適用されるべきである。また日本政府は、外国企業にとって根本的な重要性を持つ規則が、事前の通知と協議を伴わずに変更されることのないように保証すべきである。これに関連しBRTは、日本政府に対して、日本において支店形態で事業を行う外国企業に対する法的確実性を確保するため、会社法第821条の見直しを含めたあらゆる手段を講じるよう要請する。

一般的な投資環境の改善は必須条件だが、さらに外国企業の日本市場への参入を促すには、規制改革が最も効果的である。自動車や機械部門のように外国投資に対する形式的障壁がすでに取り除かれている部門では、比較的高水準の外国投資が行われている。逆に外国投資の水準が低いのは、金融と医療の2部門である。日本の規制により、これらの部門で外国企業が事業を行うのは他の国々より一層困難で、そのため、より大規模な事業を展開することはなく、現状の顧客に対応するための最低限の規模に留まっている。医療部門に関しては、市場承認を相互に認め合うようにすることが投資を増大させる第一歩となるだろう。金融部門に関しては、金融サービス業に適用される原則を相互に受け入れ、本国監督機関を主監督機関として相互に認めることが、投資を拡大する上で大きな役割を果たすであろう。

<背景>

日本は世界第2位の経済大国でありながら、GDPに対する日本国内における外国直接投資(FDI)額がOECD加盟国の中でも最も低い水準に留まっている。日本貿易振興機構(JETRO)が再編成され、日本政府は小泉元総理の時代より外国直接投資を促す努力を進めているが、事態の改善は小規模にとどまっている。

WP-A / # 11 / E to J 模造品・海賊版・密輸品対策

日本政府は、模造品を扱うすべての取引を違法とし、外国の関連当局と協力して、模造品取引のウェブサイトを実際に閉鎖するように努めなければならない。

この他にも、日本の関連当局は、模造品と疑われる商品の情報を真正品の権利保有

者が得るための手続きについて改善・簡素化を進めるべきである。現在、真正品の権利保有者に対しては、取引を停止された製品の最大 10 品目に関する情報と写真が提供されるに過ぎない（10 品目が同一製品である場合もこれに該当）。つまり、ほとんどの品目は、真正品の権利保有者自身が税関で確認しなければならないのである。

<背景>

日本では、個人使用を目的とする場合に限り模造品や海賊版の輸入が規制されていない。こうした 2 つの要因のせいで、残念ながら模造品の大規模な取引が行われている。

WP-A / # 12 / E to J 政府調達

日本政府は、政府調達市場への参入をより広く促すための取り組みを一層強めて行かなくてはならない。これは、一般競争入札の基準額を引き下げること、また運輸・交通部門における「業務安全上の条項」の意味をより明確にすることで達成できるだろう。また日本は、現在 10 都市しか含まない政府調達に関する協定(GPA)に含まれる都市を増やすべきである。

<背景>

一部調査では、日本の調達市場の 80%以上が政府調達に関する協定(GPA)による取り決めの外で実施されているとの結果が示されている。現在一部のセクターでは、基準額 500 万 SDR が適用されていない(特別引出権)。日本の政府調達は日・EU 首脳協議のいわゆる共同プレス声明第 34 パラグラフに基づき、中央政府または地方自治外による全ての入札を記録するデータベースの構築が公約されている。しかし、日本の公的調達を EU 水準に近づけるには、まだまだ多くの改善を要する。

ヘリコプターの競争入札における入札過程に関して以下を提言する。

- a. ヘリコプターの性能を考慮した包括的評価制度を通じ、より公平な競争が行なわれる様にしなければならない。
- b. 公共調達は各年度の予算に紐付けされるという制限を改善すべきである。

<背景>

- a. 価格が低い方が必ずしも優れているとは限らないのにも関わらず、日本の政府調達のほぼ全てが単に価格競争に基づく評価を実施している。

b. 一部政府機関による調達（消火や災害救助など）は今でもこの制約が強い場合がある。落札と納期との間が6ヶ月にも満たない場合もあり、これは、輸入時に現地承認を得るといった難関も考慮すると、ヘリコプターを製造するにはあまりにも短い。この条件は過去数年で緩和されてきている（例えば警察の調達に関してなど）。

宇宙活動用地上設備の総合的なシステムの調達は奨励されるべきである。

<背景>

日本による地上設備の国際調達は、日本の企業それぞれに合わせて細分化された小ロットごとに行われている場合が多い。総合的なシステムの方が費用対効果も信頼性も高い。

WP-A / # 13 / E to J 航空・宇宙・防衛分野

1. 民間航空機市場における対等な競争

日本・EU 両政府は、相互主義の原則に基づき、競争を奨励し、航空機市場への相互参入を促すべきである。航空機製造業者やその他の大手顧客に対しては、納入業者を幅広く分散させる必要がある。航空機業界の協力体制は米国企業に偏重することなく、EU・日本間の協力を大幅に進める必要がある。

<背景>

EU の大型民間航空機は日本市場におけるプレゼンスが低く、日本の業務用航空機も EU 市場に十分に参入できていない。顧客の調達決定は競争に基づいてなされるのが最善であり、競争とは無関係の要因が決定に作用することがあってはならない。偏りのない協力体制を整えることで、民間航空機の調達決定に対して不当な影響力が及ばないようにすることができる。納入業者を幅広く分散させることが顧客、株主、納税者、および社会一般の利益となるだろう。

2. 衛星打ち上げサービス提供者の承認

商業衛星打ち上げ計画について日本が検討している承認制度により、日本政府が外国の打ち上げサービス提供者を承認する場合、この承認は公正でなければならず、またフランスで2008年6月に制定された「宇宙活動に関する法律(Space Operations Act)」およびその付則で正式に承認している世界の商慣行と一致していなければならない。

<背景>

日本政府は、衛星打ち上げサービスを利用する日本の事業者に対して、打ち上げ契約の締結前に政府の承認を取得するよう求める宇宙事業法の制定を検討している。

この法律では、日本政府が承認する信頼性ある打ち上げサービス提供者のみを利用することも求めるだろう。われわれはこの法制定がEUの打ち上げサービス提供者が日本で競争に参加することを困難にするために使われるのではない限りは、これを問題視しない。

3. 民間資金等活動事業(PFI)プロジェクトの正当な利用

当局は、独自の民間資金等活動事業(PFI)プロジェクトを利用して自国の衛星製造業者と打ち上げサービス提供者を保護することを明示的に禁止すべきである。

<背景>

PFIの利用は、政府機関が宇宙関連サービスを予算効率よく調達するための正当な方法である。サービス供給を目的として調達予定である衛星に自社の商用ペイロード(いわゆる商用ホステッドペイロード)を積み込む権利を自国の候補企業に認めることもまた正当である。しかし、政府が調達するのは政府専用の宇宙関連サービスであるという理由から、その衛星および打ち上げサービスへの外国業者の入札を禁ずることは正当ではない。商用ホステッドペイロードがあればそれは商業衛星になるからである。この慣例を明示的に禁止しない限り、商業衛星および打ち上げサービス市場のほとんどは政府計画とされることで徐々に消滅してしまうだろう。

(注意：純粋な政府衛星については、自国の専用政府機関がこれを打ち上げるという慣例に私たちは異議を唱えない)

4. 防衛産業問題に関するEU・日本間の対話の実施

防衛部門に関して以下を提言する。

- 日本とEU諸国は、協力機会があると思われる機能および技術の一覧表を作成すべきである。
- 日本は、NATO軍備機関との対話を実施すること、NATO標準技術へのアクセスを改善することを奨励される。
- 日本とEUに共通の防衛問題について意見・経験を交換し、両者の協力推進によって何が障害となるのか確認するため、日本・EU間で防衛産業政策対話を実施する。

<背景>

EUの防衛産業は非常に競争力の高い製品とサービスを提供していて、これには最先端技術の移転が伴う場合が多い。また、日本は米国製機器との完全な相互運用性を基本的要件としているが、EU製品はこうした日本の要件を満たしている。防衛関連の製品とサービスにおいて、EU・日本は相互の協力体制を大幅に拡充できる可能性がある。

- EUも日本も、防衛予算緊縮の要求が高まる中、ますます高度な脅威に立ち向かうと
- いう課題に直面している。そのため、EUと日本が協力体制を拡大すれば、双方にと
- って多大な利益がもたらされることは明らかである

日本産業界からの提言

WP-A / # 14 / J to E 欧州 2020 と単一市場法(Single Market Act)

BRT は EU の成長戦略「欧州 2020」を引き続き支持することを表明する。とりわけ、単一市場を再発進させるための欧州委員会の取り組みである「単一市場法(Single Market Act)」を支持する。

1) BRT は、EU と「欧州 2020」戦略にとっての単一市場の重要性を再度強調する。
2) EU は、単一市場法に明記された 12 の優先事項を 2012 年までに実現させるために、最大限の努力をすべきである。BRT は単一市場にとって以下の優先事項が重要となることを強調したい。

- 知的所有権
- 消費者のエンパワーメント
- サービス
- ネットワーク
- デジタル単一市場
- 税制
- ビジネス環境

WP-A / # 15 / J to E オーディオ・ビジュアル製品と乗用車に課される高関税の是正

EU は、産業界の一部セクター製品の関税率を高い水準で維持することにより、当該セクターを保護している。これらの業界は国際競争の最前線にさらされており、保護よりもむしろ競争する刺激が必要であるのに、例えばオーディオ・ビジュアル製品には 14%、乗用車には 10%の関税が課されている。この様な保護措置では、これら業界の国際競争力向上には繋がらない。しかもその結果、EU 域内のユーザや消費者だけが、不当に高い価格を支払われることとなる。欧州委員会と EU 加盟諸国は、この様な高い税率の撤廃もしくは大幅な引き下げに踏み切るべきである。

WP-A / # 16 / J to E 関税分類

BRT は、関税分類は「統一システム条約(Harmonized System Convention)」に順ずると理解しているが、IT 製品と非 IT 製品の技術的な収れんが起きている電気・電子製品に関しては、明確な分類方法が示されていないことも事実であると考える。

そのため解釈と分類がこれまでになく難解で複雑となり、ビジネスの透明性、予見性、迅速性が損なわれている。EU は企業の抱えるこうした懸念や困難さを認識し、2010 年 8 月に世界貿易機関(WTO)の紛争処理小委員会が提出した情報技術紛争に関する報告書に基づき、IT 製品輸入に係わる予見性を高め、透明性を改善することが求められている。この状況の改善が情報通信技術産業の発展に寄与すると考えられる。

オランダでは、最高裁判判決でトナー・カートリッジが化学製品として認定され、6%の関税が課されている。しかし、HN 関税分類では、トナー・カートリッジは複写機の一部として扱われ関税は 0%と定められている。このような相違は早急に解消されるべきである。

WP-A / # 17 / J to E 模造品、海賊版、密輸品対策

BRT はすべての EU 加盟国が、域内外における模造品・海賊版・密輸品をより強力に取り締まるために、EU 指令の修正を提案するなどの必要措置を更に講じるよう要請する。また、知的財産権侵害が疑われる物品に対する税関の対応、および同権利の侵害が確定した物品への措置を規定した理事会規則 Council Regulation (EC) No. 1383/2003 (2003 年 7 月 22 日付) の確実な実施を強く求める。現況では一部加盟国で確実な実施が実現されていない。EU 加盟国の全てが、この規制を遵守すべきである。

人手不足のため、EU 諸国の税関を通過する物品のうち、当局が検査をしているのはごく一部であり、そのため模造品の大半が税関をかいくぐってしまう。真正品を扱うメーカーや輸入業者に一層の協力を求め、製品に関しより多くの情報提供を受け、現場での検査官の訓練を通じ、関税当局は検査の効率性向上と検挙率の向上に努めるべきである。

真正品の輸入業者は模造品の保管・輸送・廃棄に要する多額のコスト負担を強いられており、その結果模造品対策を放棄してしまう企業も出る可能性がある。その一方で模造品による健康上・安全上の問題が増加している。また、関税で押収された模造品は押収地域での破棄が義務付けられており、特に EU 市場への流入を防いでいる。EU は加盟国を通じ財政面での支援や無償援助を提供するべきである。

WP-A / # 18 / J to E 一元の特許

2011 年 3 月 10 日、一元の特許保護制度を実現するために、協力強化手続きの開始が欧州理事会で承認されたことを BRT は歓迎する。BRT は EU およびその加盟国に

対して、出来る限り多くの加盟国による一元的特許保護と、統一特許訴訟制度を早急に採択・実施するよう要請したい。

WP-A / # 19 / J to E 税制

19.1 共通連結法人課税基礎(CCCTB)

2011年3月16日に提出されたEUの共通連結法人課税基礎(CCCTB)の提案書をBRTは歓迎し、CCCTBが迅速に採択されることを望んでいる。EU経済の競争力を高めるため、CCCTBは以下の点を実現すべきである。

- 1) CCCTBを形成する企業グループ内では、営業権(のれん)に関わる未実現利益は非課税とする。
- 2) CCCTBを形成する企業グループ内では、アームズレングスの原則を適用しない。
- 3) CCCTBを形成する企業グループ内では、損益を相殺する。

19.2 合併に関する指令

合併に関する指令(90/434/EEC)が対象とする範囲を拡大し、再編による不動産および無形資産の移転を含むべきである。さらに、株式保有義務期間は撤廃すべきである。

19.3 EU 移転価格文書化(EU TPD)

EU移転価格文書化(EU TPD)順守を促す十分なインセンティブを与えるために、企業がEU TPDを誠実に作成しかつ期限内に提出した場合には罰金を免除することを、EUとEU加盟国は約束すべきである。(罰金には、文書作成上の義務不履行に関わるもの、移転価格調整に関わるもの、調整時の金利に関わるものなどがある。)

EUとその加盟国は、誠実な企業と脱税をもくろむ企業を同等に扱うべきではない。EU TPDが誠実に作成された場合にも罰金を賦課すると、罰金を免れようとして企業が人為的に移転価格を設定し、単一市場に望ましくない歪みが生じる場合があるからである。

19.4 付加価値税(VAT)制度の抜本的な改革の検討

欧州委員会の、付加価値税(VAT)制度を抜本的に改正し、単一市場に適合した、簡素化され、効率がよく、強靱なVAT制度を実現するという、欧州委員会の戦略(Com(2011)851)を、BRTは歓迎する。

企業グループが、EU各国のVAT申告事務を、容易かつ費用効率よく、一カ所に集中できるような新しいVAT制度が迅速に実現することを、BRTは期待する。

WP-A / # 20 / J to E

今後法制化が予想される非財務情報の開示について

BRT は、非財務情報の開示について、企業の透明性を向上させるために、ステークホルダーを関与させ、対話を容易にするために取られた欧州委員会のイニシアティブを支持する。

企業は、それぞれの規模、ビジネスセクター、組織構造に応じて、最適の報告書の枠組みを選択し、企業価値を表明する機会を与えられるべきであると BRT は考える。BRT は、国際会計基準審議会(IASB)の公表した「マネジメント・コメントリーに関する実務声明書(Practice Statement for Management Commentary)」におけるマテリアリティの解釈と同様に、企業にとってのマテリアリティは企業固有のものであると固く信じる。従って、BRT は原則に基づくアプローチに賛成であり、EU が特定の報告基準や、特定の限定された定量的な重要業績指標 (KPI) を選択することを懸念している。

欧州だけでなく世界中で事業を展開している多国籍企業の団体という視点から、今後行われる可能性のある非財務情報の開示義務の調和は、欧州域内のみならず、国際的な視野を持って行われるべきであるとの考えを、BRT は強く支持する。EU の 27 加盟国において開示が要求される範囲や内容が異なることは、多くの国、地域で活動する欧州企業、多国籍企業にとって、追加的な事務負担となる恐れがある。

EU の新しい非財務情報の開示に関する枠組みにおいては、企業はグループ・レベル、連結レベルで報告を行うことが認められるべきであると BRT は考える。そのようなアプローチは、法人単体ごとの開示と比べ、非財務情報を企業の経営管理体制に組み入れるための強固な基盤を作ることを可能にし、また実務的でもあるだろう。さらに、サプライチェーンやバリューチェーンなど、連結グループを超えた開示については、企業に対する過度な負担を強いることを避けるために、任意とすべきである。

WP-A / # 21 / J to E

EU の会社法政策

欧州委員会は、2008 年 6 月、欧州非公開会社法に関する理事会規則の制定を提案した。提案によると、規則は 2010 年 7 月 1 日からの適用が意図されていた。欧州委員会は遅滞なくこれを採択すべきである。欧州非公開会社法は以下の点を実現すべきである。

- 1) 多くの人にとって分かりやすく、制定が容易で、運用コストが安い
- 2) 創業者と株主がその活動に最も適したやり方で組織できるような、十分な柔軟性がある
- 3) EU 全域で可能な限り共通

WP-A / # 22 / J to E 化学品規制

22.1 欧州化学品規制(REACH)

BRT は、特に加盟国が提出する混合化学物質暴露と、REACH における「成形品（分母）」と異なりうる濃度の分母に関して、規制提案を欧州化学品規制(REACH) の手続と整合させることを要請する。

欧州化学物質庁 (ECHA) は、年間 100～1,000 トンのトン数域に関する次の登録期限である 2013 年 5 月 31 日に向け、「Act Now! REACH 2013 (Act Now! REACH 2013)」と題したキャンペーンを実施し、登録者が共同登録を滞りなく行うよう促している。

2013 年の登録期限に向けて活動している「物質情報交換フォーラム(SIEF)」においても、データの少なさ、特にサプライチェーン上の中小企業である先導登録者の経験不足、費用負担の重さといった新たな課題が予想されている。これらは、SIEF の活動を停滞させる懸念がある。

このような観点から、EU の監督官庁(CA)は、共同登録を期限内に滞りなく行うことができるよう、啓蒙と支援を強化すべきである。私たちは特に、個別 SIEF の活動の中で生じる先導登録者の指名、費用負担等に関する紛争の仲裁などに関与することを CA に求める。

高懸念物質(SVHC)に関する届出義務が生じる閾値 0.1%に関し、基準となる成形品（分母）に関する法解釈が EU の加盟国間で未だ統一されていない。REACH 規制の「成形品中の物質に関するガイダンス」では、0.1%の閾値は、生産または輸入された成形品全体について適用される旨が示されている。しかしながら、6 加盟国は、「一度成形品であったものは、常に成形品である(Once an article – always an article)」との考えに基づき、この閾値は複合成形品における部品単位にも適用されると主張している。

サプライチェーンの中の企業が EU 市場において国ごとに異なる法遵守を求められることを回避するため、BRT は EU に、同ガイダンスに規定されている成形品の解釈を早急に統一するよう求める。

22.2 RoHS (電子・電気製品にかかわる特定有害物質の使用制限に関する EU 指令)

BRT は、改訂版 RoHS (RoHS II)に関し、改正法が施行される前に、日本の団体を含む産業団体と協力しつつ、法遵守のためのガイダンスおよび FAQ 文書が早急に発行されることを求める。

22.3 CLP 規制（物質および混合物の分類、ラベル、包装に関する規則、(EC) No 1272/2008）

CLP 規制は、EU 域内のメーカーおよび輸入業者だけでなく、EU への輸出業者も対象とする。CLP は、国連の「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)」に対応したものであるが、一部採用していない分類や EU 独自の分類もある。その結果 EU への輸出者は GHS と CLP をともに遵守することを求められる。輸出業者の負担を軽減するために、私たちは EU が通関で GHS の分類およびラベルを柔軟に受け入れるよう要請する。

22.4. ナノマテリアルの定義

欧州委員会は、2011 年 10 月 18 日にナノマテリアルの定義勧告(2011/696/EU)を発表した。本定義が、ナノマテリアルが樹脂に包埋された製品には適用されないことを明確にするよう、私たちは EU に要請する。さらに、ナノマテリアルの製品表面からの飛散（露出度）を考慮できるナノマテリアル政策の将来的な導入を EU に期待する。

EU 加盟国で独自にナノマテリアルの報告制度を制定する動きがある。この制度が実施されると、ナノマテリアルの生産業者や輸入業者は複数の報告を異なる形式で行うこととなり、サプライチェーンにおける非効率と混乱を招くおそれがある。このような問題を回避するため、私たちは、欧州委員会が EU レベルで報告制度を調和が取れたものにするよう取り組むことを求める。

WP-A / # 23 / J to E 競争政策

競争法違反の罰金の額を設定するに当たってはガイドラインが定められている。BRT は、罰金額の設定方法を明確にすることで、企業の過度な委縮が抑制され、さらには「欧州 2020」が達成されることを期待する。

WP-A / # 24 / J to E 消費者保護

BRT は、2011 年 10 月 25 日に欧州議会および欧州理事会が消費者の権利に関する指令 2011/83/EU を採択したことを歓迎する。また BRT は、BRT の提言のうち 2 つが新指令に受け入れられた事実を歓迎する。

しかし、新指令により、加盟国は自由裁量により、保証期間を、指令 1999/44/EC に定められており、BRT が単一市場では障害となると考える 2 年より長くすることができる。BRT は、欧州委員会に、保証期間を 2 年以上にできるこの裁量権の長所と短所を将来的に再検討するよう求めたい。

WP-A / # 25 / J to E 新しい法的枠組みにおける市場監視

製品の販売に関する認定と市場監視の要件を定めた規則 765/2008/EC (Regulation 765/2008/EC)と、製品の販売に関する共通の枠組みを定めた決定 768/2008/EC (Decision 768/2008/EC)が 2008 年に採択された。同規則は 2010 年 1 月 1 日より適用されている。

同規則と決定は、現行のセクター別の法令に欠けている要素、すなわち認定と市場監視を扱い、補完している。現行の法令は、改正される際に、本決定に基づいて修正される。このいわゆる「新しい法的枠組み」の目的は、整合化された透明な市場監視と認定をすべての事業者に対して導入することである。本決定は、定義、事業者の義務、トレーサビリティに関する規定、セーフガード措置について定めている。加盟国当局は市場監視プログラムを策定し、2010 年 1 月 1 日までに欧州委員会に通知することになっていた。

BRT は、市場監視の調和に向けて欧州委員会と加盟国がとっている全般的な方向性を支持する。市場監視の調和は、製品の公正な移動のための重要な一歩である。BRT は欧州委員会と加盟国に対して、調和プロセスの進捗と各加盟国における市場監視の実施状況に関するすべての関連情報を公表するよう求める。さらに、市場監視を調和させる枠組みづくりに貢献できる機会を産業界に与えるよう、欧州委員会と加盟国に対して要請する。

WP-A / # 26 / J to E 在欧邦人

1. 欧州委員会は、企業内転勤の範疇にある、EU 加盟国以外の第三国の国籍者による EU 域内への入国および居住に関する指令案 (COM (2010) 378 final) を 2009 年 7 月に提出した。企業内転勤者 (ICT) の異動を迅速かつ容易に実施できるこのような指令は、多国籍企業にとって EU の魅力を高める上で重要であると BRT は考える。しかし、この指令を改善し、ICT とその家族の異動をさらに容易にすることが可能である。指令には以下の措置が含まれるべきであると考えられる。

1) 管理職と専門職者について、指令案では EU への最長転勤期間が 3 年と定められているが、これを 5 年に延長すべきである (第 16 条 3 項)。

2) ICT は、ビザ要件の適用免除に基づき、赴任先へ入国後に就労許可証および居住許可証を申請することを認めるべきである。

3) ICT の配偶者に対して、当該国到着時に、労働権を自動的に付与するべきである。

4) 同化措置の ICTs への適用は任意とすべきである。

2. 長期滞在者

BRT は、長期居住者のステータスに関する指令（2003/109/EC）の実施状況に関する欧州委員会の報告書（Com(2011) 585）を歓迎する。BRT は、多くの加盟国において指令の影響力が弱いことなど、指令実施に関する数多くの問題が同報告書で指摘されたことに留意する。

BRT は、すべての EU 加盟国で、指令の正しい導入と実施を確実にするために、一層の努力を行うという欧州委員会の意向を歓迎する。

同指令 2003/109/EC は、英国、アイルランド、デンマークには適用されない。従って、EU 圏で日本人人口が最も多い英国に滞在する日本人も、この指令の恩恵を受けることができない。日本人の長期滞在者が恩恵を受けられるように、英国政府は行動を起こすべきである。